

「笑顔の学校」づくり（第2期可児市教育振興基本計画）案（概要）

1. 計画策定の趣旨及び目的

市が目指す教育の基本的方向性を明らかにするとともに、各事業を計画的に推進するため策定した可児市教育基本計画（後期計画）の計画期間（平成28～31年度）が終期を迎えるため、改めて策定するもの。

社会の変化に一層対応できる資質・能力の育成を基本目標に掲げるなど内容の見直しを行い、「可児市教育大綱」を実現するための学校教育に関する指針とする。

2. 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項に基づく「教育振興基本計画」として位置付けるもの。

3. 計画の期間

令和2年度から5年度までの4年間

4. 計画の概要

教育現場の実態に即した、より実効性のある施策を中心に簡潔にまとめた後期計画のコンセプトを引き継いでいる。

教育委員会が、教育総務課、学校教育課、学校給食センター3課に絞り込まれたことにより、義務教育を中心とした計画とし、関係部門と連携していくことを盛り込んでいる。

○教育の根底にあるもの 「子どもの命を守る」

○目指す教育の姿 「笑顔の学校」

5. 基本目標及び施策について

基本目標	施策
I 「生きる力」の基礎の育成	1 幼児教育との接続強化
	2 確かな学力の向上
	3 心の教育の推進
	4 ふるさと教育の推進
	5 体力の向上と健康の保持増進
	6 安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供と食育の推進
II 未来社会を拓くための資質・能力の育成	1 コミュニケーション能力の向上
	2 国際理解教育の充実と多文化共生教育の推進
	3 キャリア教育の推進
	4 ICT活用の推進
	5 総合的な能力と個性を伸ばす教育の推進
III 学びを支援する環境の整備・充実	1 教職員の資質及び指導力の向上
	2 教職員の働きやすい環境づくり
	3 学校施設環境の整備、管理
	4 一人一人に寄り添った支援の充実
	5 いじめの未然防止と早期対応の充実
	6 社会全体での子どもの見守り、成長支援
全体の推進体制	1 適正な教育委員会の運営
	2 効果的・効率的な教育行政の推進